

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 20 日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 月 居 駿 介

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 8 日から 令和 8 年 9 月 15 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 函館地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 8 日 午前 9 時 20 分 場 所 函館地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 25 日から 令和 8 年 9 月 28 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 20 日から当裁判所記録閲覧謄写室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5, 030, 000 4, 024, 000	一括	1, 006, 000	36, 437	0
1	1, 920, 000				
2	3, 110, 000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 亀田郡七飯町大川五丁目 |
| | 地 番 | 1 3 7 番 5 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 5 . 6 2 平方メートル |
-
- | | | | |
|---|-------|-----------------|------------------|
| 2 | 所 在 | 亀田郡七飯町大川五丁目 | 1 3 7 番地 5 0 |
| | 家屋 番号 | 1 3 7 番 5 0 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 5 9 . 6 5 平方メートル |
| | | 2 階 | 4 6 . 3 7 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 6 日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 月 居 駿 介

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

- 1 所 在 亀田郡七飯町大川五丁目
地 番 1 3 7 番 5 0
地 目 宅地
地 積 1 7 5 . 6 2 平方メートル
- 2 所 在 亀田郡七飯町大川五丁目 1 3 7 番地 5 0
家屋 番号 1 3 7 番 5 0
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 5 9 . 6 5 平方メートル
2 階 4 6 . 3 7 平方メートル



令和8年(ケ)第5号
令和8年2月18日受理
令和8年5月12日提出

現況調査報告書

函館地方裁判所

執行官 板倉 照 美

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 亀田郡七飯町大川五丁目 |
| | 地 番 | 1 3 7 番 5 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 5 . 6 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 亀田郡七飯町大川五丁目 1 3 7 番地 5 0 |
| | 家屋 番号 | 1 3 7 番 5 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 9 . 6 5 平方メートル
2 階 4 6 . 3 7 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	亀田郡七飯町大川五丁目6番34号			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地について

- 1 本件土地は、北西側の接面道路及び南西側の隣地の道路側の部分は概ね等高に接している。北東側隣地は、本件土地より高く、同隣地側に土留めが設置され、南西側隣地との間には本件土地に土留めが設置されている。
- 2 南東側隣地（地番137番29）は、七飯町所有の水路となっている。同水路は、七飯町が管理する河川（中野川）である。また、本件土地に越境している可能性がある。
- 3 西側角地に境界標あり。その他の境界標は、確認することができなかった。本件土地の正確な位置及び形状は、専門家による調査を要する。
- 4 道路に面している北西側及び南西側の駐車場部分は、コンクリートブロックが敷かれている。同コンクリートブロックの敷設は、起伏や歪みがあるほか一部欠損している。また、接面道路にはみ出して敷設されている。

■建物について

- 1 本件建物は、経年による損耗がみられる。
- 2 食堂の壁に食卓テーブルの角が当たったと思われるへこみが生じている（写真⑥）。
- 3 居間の南東側窓の下の壁紙が一部剥がれている（写真⑦）。
- 4 2階にベランダがある。
- 5 本件所有者所有のスチール製仮設物置（約4.32平方メートル）あり
- 6 立入調査時には、所有者が在宅していたものの、ライフライン調査においては、電気は令和8年1月に契約廃止、水道は同年2月に閉栓されていることから、空き家と認定した。
- 7 建物内の各部屋に残置物あり

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1 建物について、特に気になるような不具合はない。 2 セントラル暖房である。ボイラー設備は10年位前に交換した。 3 外壁は、建物新築後に2回塗装しており、2回目は5年くらい前に塗装した。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

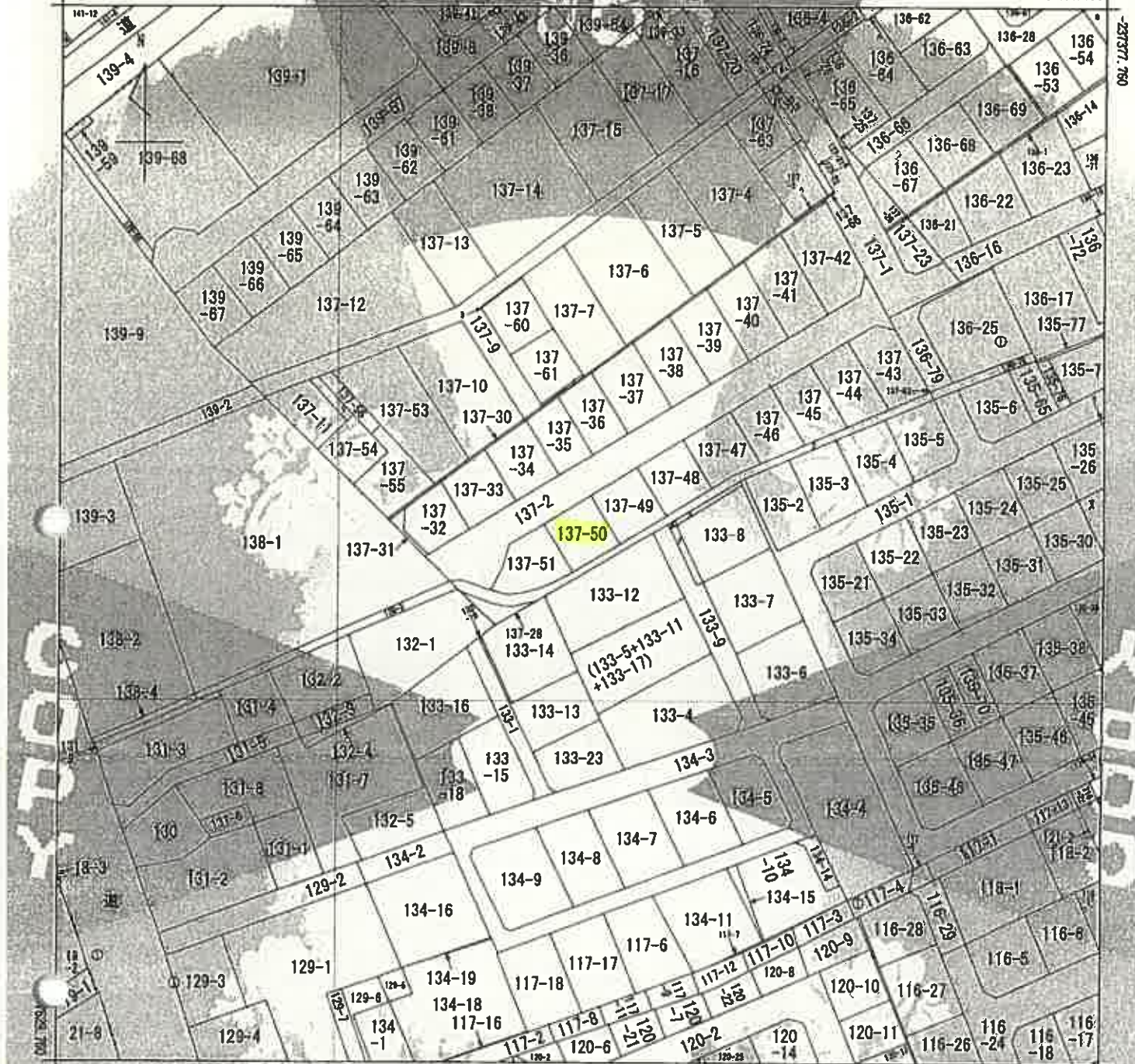
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 3月 6日 (金) 10:55 - 11:05	物件所在地	占有調査 (不在)、外観写真撮影
8年 4月 3日 (金) 14:40 - 14:45	物件所在地	占有調査 (不在)、通知書 (事務連絡) 投函
8年 4月 6日 (月) 15:35 - 15:40	物件所在地	占有調査 (不在)、外観確認、期日通知書投函
8年 4月 8日 (水) : - :	郵送	ライフライン (水道、電気) 調査、返信用切手同封
8年 4月23日 (木) 13:20 - 14:05	物件所在地	立入調査 (所有者と面談)、評価人同行、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ■ 令和8年4月23日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 □		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

136-52 136-61 136-73 136-75 136-77 136-79

(座標値単位：西上測定)

+39090.064



+38940.064 (座標値単位：西上測定)

(注) 地籍に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして添え付けられている図面です。土地の位置及び形状の誤差を記載した図面です。

地番区画見出し
大川
6丁目
大川5丁目
大川1丁目

部 分	所 在	亀田移七飯町大川五丁目		地 番	137番50	
出 力 尺	1/1000	精 度 分	甲三	座標系 番号又は 記号	分 類	地 籍 図
作 成 年 月 日		地 番 年月日 (改正)			補 正 図	

これは地図に準ずる図面に記載されている内容を証明した書面である。

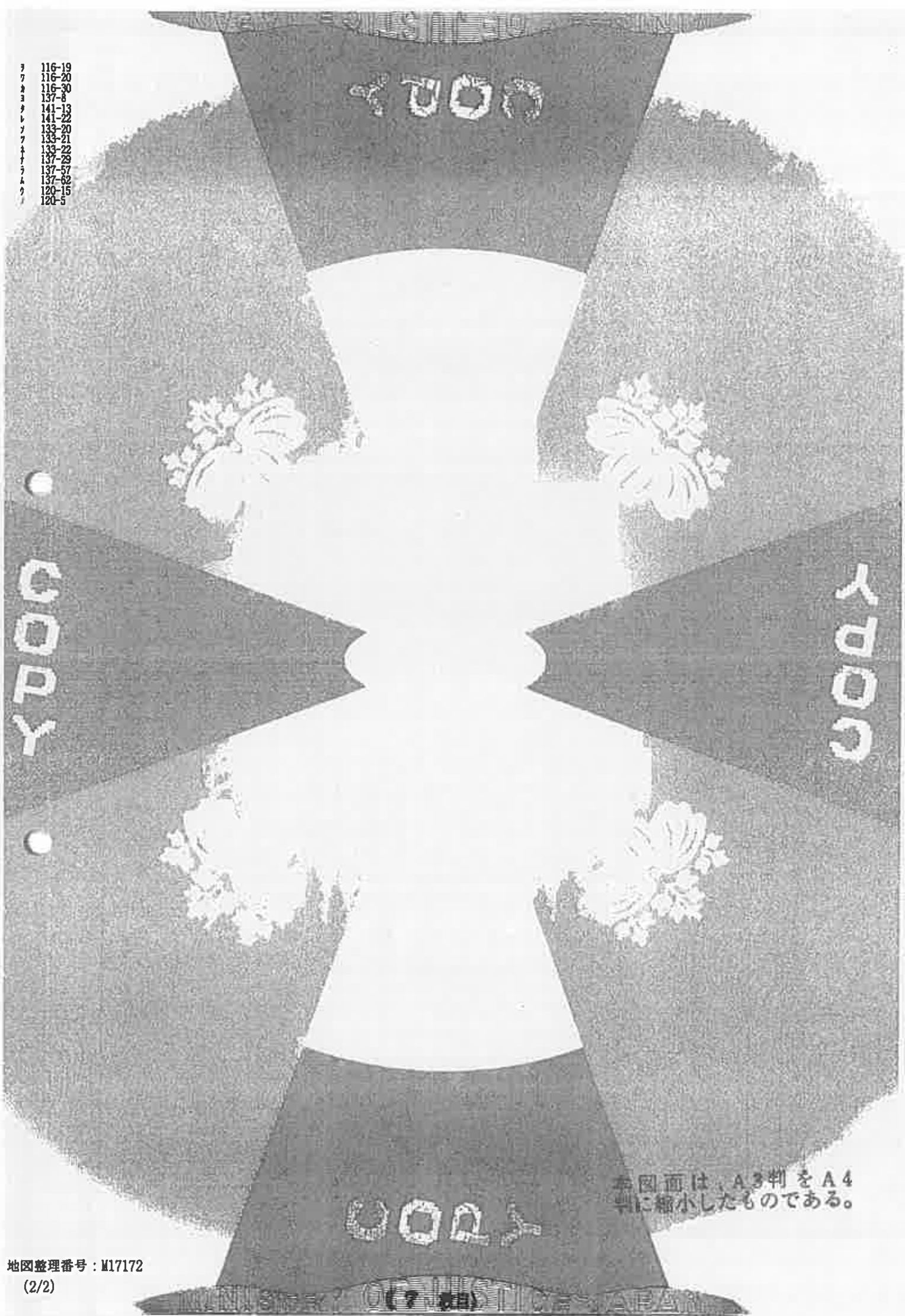
令和7年12月25日
函館地方方法務局

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

地図整理番号：M17172

(1/2)

116-19
 116-20
 116-30
 137-8
 141-13
 141-22
 133-20
 133-21
 133-22
 137-29
 137-57
 137-62
 120-15
 120-5



本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

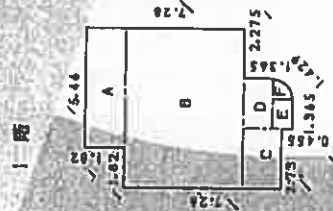
これは図面に記録されている内容（座標）と平面一致。
令和7年12月25日 面録地方法務局

建各物圖面圖面

家庭编号 137 号501

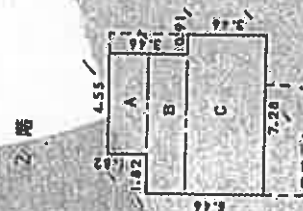
建物の所在

倉田郡七飯町字大川 / 37番地50



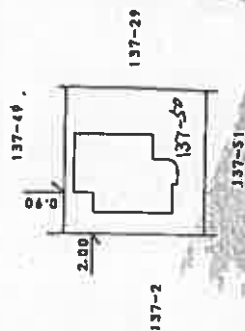
A) 1.82 X5.46 = 9.9372
B) 5.46 X7.28 = 39.7488
C) 1.82 X2.73 = 4.9686
D) 1.365X2.275= 3.105375
E) 0.91 X1.365= 1.24215
F) 0.91 X0.91
X3.14X1/4= 0.6500585
59.6521835

अनुसूची 59. 65वा



A) $1.82 \times 4.55 = 8.2810$
 B) $1.82 \times 6.37 = 11.5934$
 C) $3.64 \times 7.28 = 26.4992$
46.3736
 46.3736

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。



作者

1/250	
-------	--

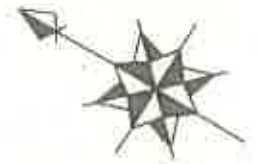
申請人

繪尺 1/500

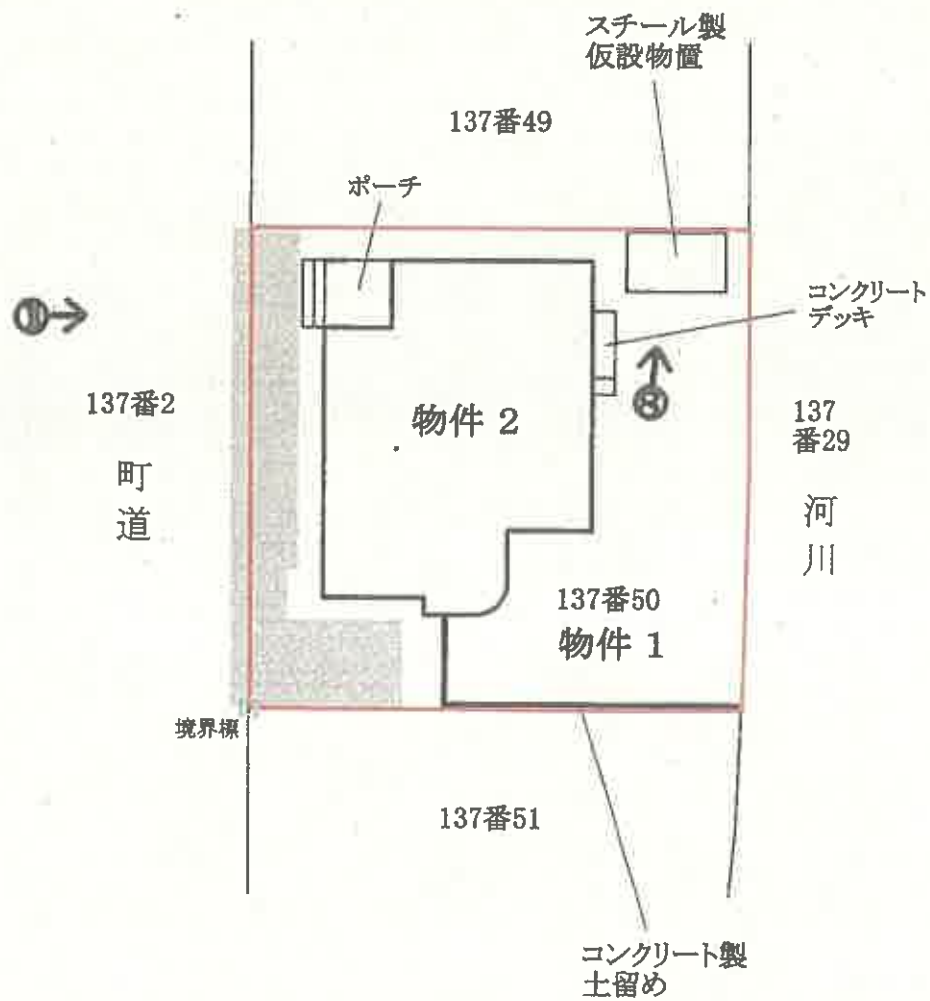
(函館土地家屋調査士会)

图号: M17174

土地建物位置関係図



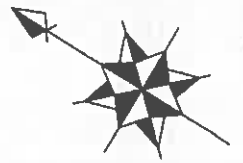
縮尺:約1/200



←○写真番号,撮影位置方向

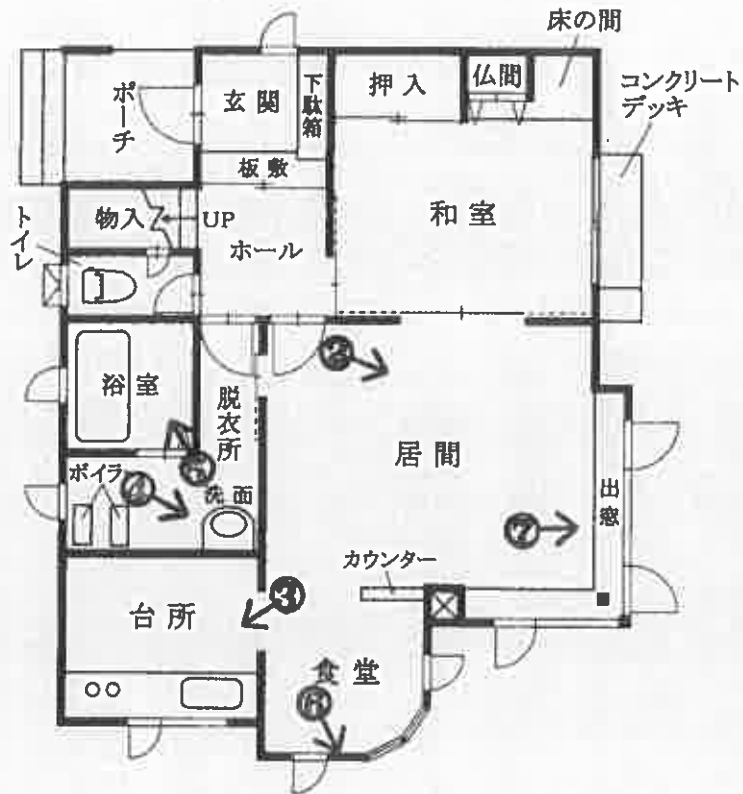
- : 対象土地
- : コンクリートブロック敷

建物間取図

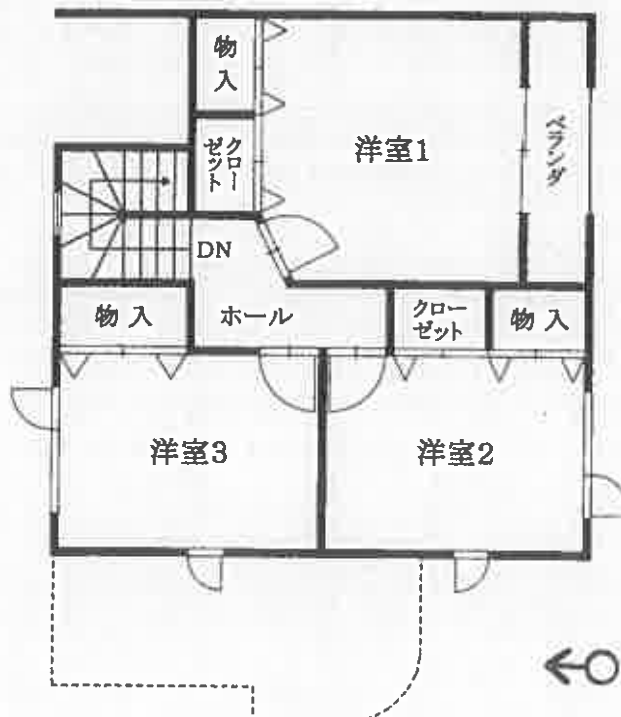


1 階

縮尺:約1/100



2 階



←○ 写真番号,撮影位置方向

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



令和8年(ケ)第5号
令和8年4月23日現地調査
令和8年5月12日評価

函館地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

山 口 貴 路

第1 評価額

一括価格	
金 5, 030, 000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 1, 920, 000 円
物件2 (建物)	金 3, 110, 000 円

- ① 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	亀田郡七飯町大川5丁目 137番50 宅地 175.62㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	亀田郡七飯町大川5丁目137番地50 137番50 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 59.65㎡ 2階 46.37㎡	同左
番号	特記事項		
2	下記の仮設物がある。（詳細は後述） ・スチール製仮設物置		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 函館本線「大中山」駅の南東方道路距離約1.0 k m 函館バス「中の通」停留所の北東方道路距離約500m (別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	行止りや幅員の狭い道路が目立つ既成住宅地域であり、戸建住宅が建ち並ぶ中にアパート等も介在する地域現況にある。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% なし 立地適正化計画：居住誘導区域 道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制等 建築基準法第22条指定区域 北海道景観計画区域
画 地 条 件	北西側間口約13.0m、奥行約13.5mのほぼ正方形の中間画地である。 地勢について、画地内の南側に後記のコンクリート製土留めを介してやや高くなっている箇所があり、当該部分は南西側隣地よりも高いが、道路寄りの部分では対象土地と南西側隣地及び接面道路がいずれも概ね等高であり、また北東側隣地より低い、南東側の河川は対象土地より更に低位となっている。	
接面道路の状況	北西側：幅員約6.9mの舗装町道「大川104号」 (建築基準法第42条1項1号該当)	
土地の利用状況及 び隣地の状況等	物件2の建物敷地として利用されている。 南西側及び北東側の各隣地は戸建住宅の敷地として利用されていると共に、北西側は上記のとおり町道敷地であり、また南東側は河川(中野川)となっている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：あ り ガ ス 配 管：な し 下 水 道：あ り	

特 記 事 項	・対象土地については、現地調査・土地登記簿調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ・北海道教育委員会の公表資料による遺跡調査等の結果、対象土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当していない。 ・ハザードマップ等による調査の結果、対象土地は駒ヶ岳火山の降下火砕物の危険区域Dに該当する。 ・境界標の確認が1箇所にとどまったため、地積及び建物の配置、隣地境界等については、現地で概測を行ったものであり、正確には専門家による測量等を要する。 ・南東側隣地（地番：137番29）に存する水路は、七飯町が管理する河川（中野川）であるが、河川敷地が明確に確定していないとのことであり、対象土地側に越境している可能性を否定できないため、注意を要する。 ・定着物として、南西側の一部にコンクリート製土留めが設置されているほか、北西側から南西側にかけてコンクリートブロックが敷設されているが、当該ブロックは起伏や歪みがあると共に一部が欠損しており、また接面道路の敷地に越境している。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成11年 3月31日新築 経過年数 約27年 経済的残存耐用年数 約 8年
仕 様	構 造：木造 屋 根：カラートタン 外 壁：サイディング張り 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等、杉桎目プリント合板 床 ：フローリング、タタミ等 設 備：電気設備、給排水・衛生設備、セントラルヒーティング、ボイラー（2基）等 その他：特になし
床面積（現況）	前記「第3 目的物件」欄記載のとおり
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：4LDK（別添建物間取図参照）
品 等	概ね普通
保守管理の状態	経年による損耗がみられると共に、特記事項欄記載のとおり要補修箇所が散見されるため、保守管理の状態はやや劣るものと判断した。
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	・七飯町都市住宅課で確認したところ、対象建物は建築確認申請がなされ、工事完了検査済証の交付を受けている旨を聴取した。 ・対象建物については、目視による現地調査の結果では飛散性のある吹付けアスベスト等の使用は確認されなかったが、評価人としての調査は限界があるため、アスベスト使用の有無の詳細については、専門調査機関による別途の調査を要する。 ・5年程前に外壁を塗装し直しているとのことであり、またボイラーを交換してから10年程度を経過している旨を聴取した。 ・各設備の動作確認等を行うことができなかったため、再利用の可否が不明であるが、本件所有者によると特段の不具合はないとのことである。 ・居間の内壁の一部に壁紙のクロスが剥がれている箇所があるほか、食堂の内壁にもテーブルの角によって生じたと思われる内壁の破損がある。 ・本件所有者の所有物と見込まれるスチール製仮設物置：約4.32㎡がある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ=オ
1	23,500	1.00	175.62	1.0	4,127,000

ア 標準画地価格：第6 参考価格資料記載の公示地・基準地との規準価格及び類似地域所在の取引事例価格と比準した価格等を考量のうえ、標準画地価格を23,500円/㎡と査定した。

イ 個別格差：特になし

※なお、定着物であるコンクリート製土留め・コンクリートブロックについては、別途の経済価値はないものと判断した。

ウ 地積：登記記載数量

エ 建付減価：減価の必要はないものと判断した。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物の価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ=エ
2	191,000	106.02	0.17	3,442,000

イ 現況延床面積：登記記載数量

ウ 現価率：定額法及び観察減価法を併用して以下のとおり査定した。

$$\frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{全耐用年数}} \times \text{観察減価} = 0.17$$

$$8 \text{ 年} \quad / \quad 35 \text{ 年} \quad \times \quad (1 - 0.25) \quad \rightleftharpoons \quad 0.17$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	4,127,000	0.30	法定地上権	1,238,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	4,127,000	-1,238,000		0.95	0.7	—	1,920,000
2	3,442,000	+1,238,000		0.95	0.7	—	3,110,000
一括価格 (合計)							5,030,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：近隣周辺における中古不動産に対する近年の需給動向に加え、隣接する河川の対象土地への越境可能性、並びに敷設されたコンクリートブロックの道路への越境、その他の不明事項等を勘案して、-5%の市場性修正を行った。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量のうえ、競売市場修正として0.7を乗じた。

カ その他の控除減価：なし

第6 参考価格資料

1 地価調査基準地価格（七飯－2）

所 在： 亀田郡七飯町大川6丁目144番60

住 居 表 示： 「大川6-8-7」

価 格： 26,500円/㎡

位 置： J R 函館本線「大中山」駅の南東方道路距離約750m

価 格 時 点： 令和 7年 7月 1日

地 積： 219㎡

供給処理施設： 上水道・下水道

接 面 街 路： 南東側16.0m道道

用 途 地 域 等： 第2種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）

地 域 の 概 要： 一般住宅が多い道道沿いの住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物 件 1 2,813,432円

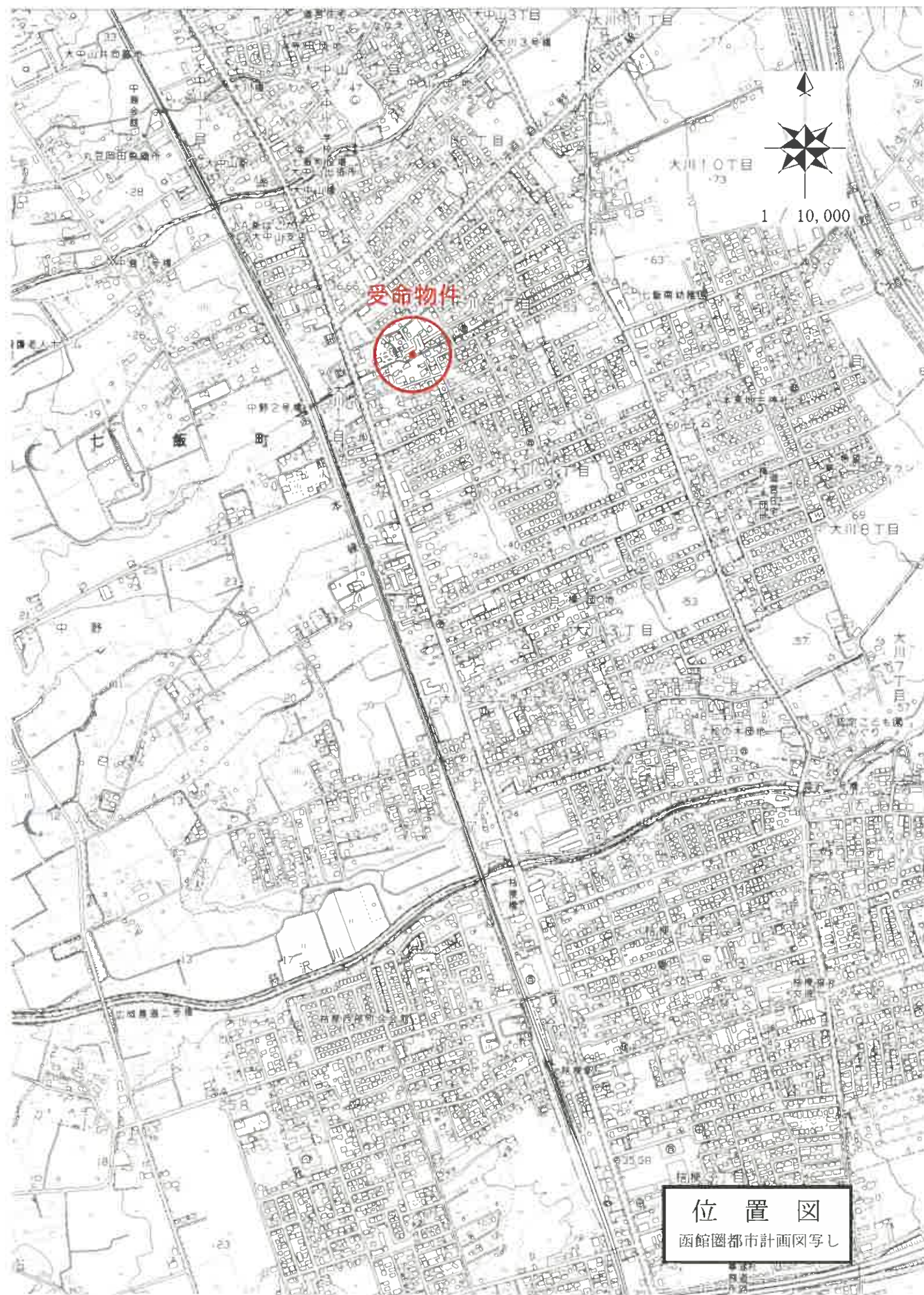
物 件 2 2,133,819円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写し（A3をA4に縮小）
- 3 地積測量図写し（対象土地の関係箇所を抜粋、A3をA4に縮小）
- 4 建物図面写し（A3をA4に縮小）
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

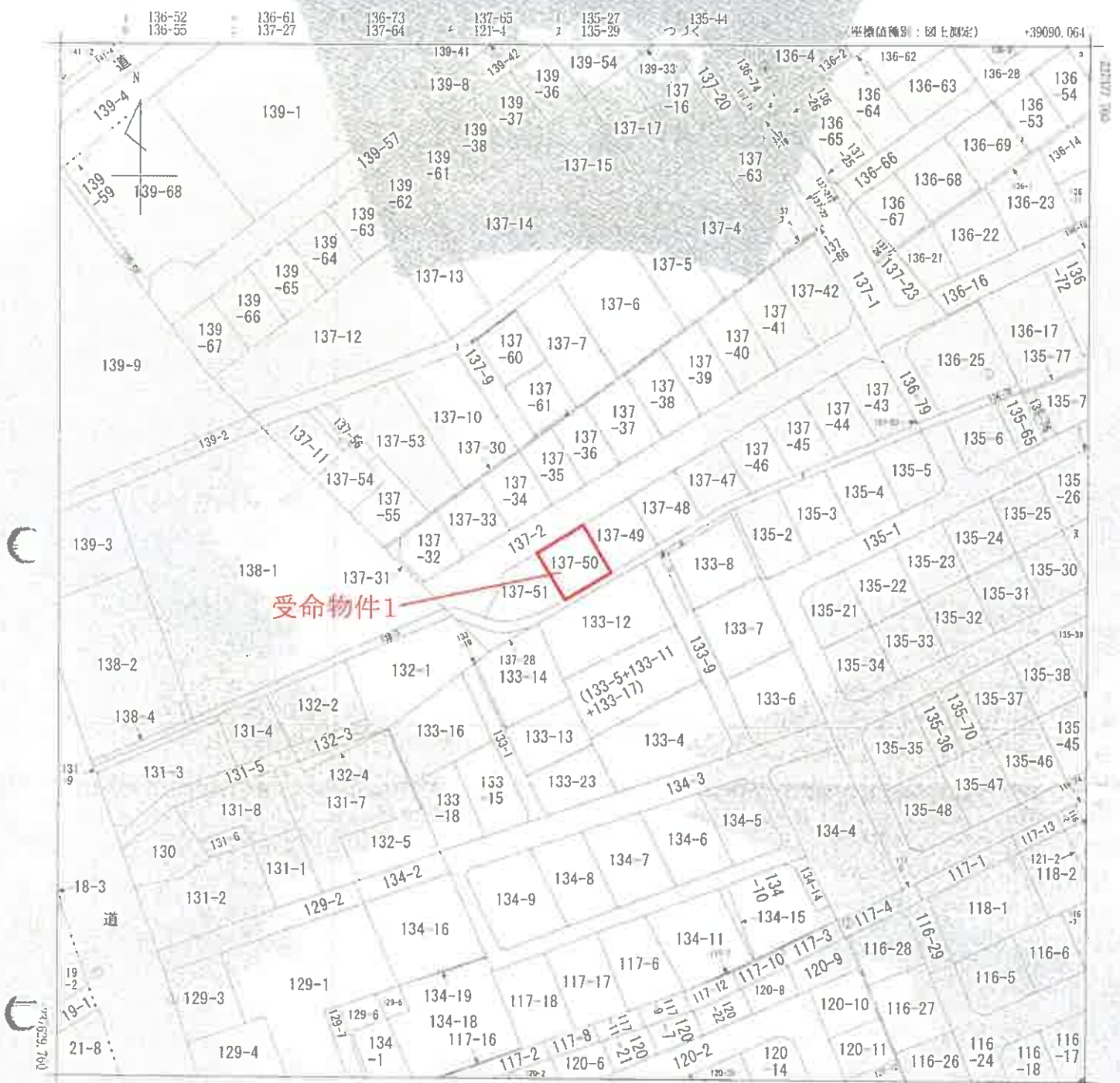


受命物件

1 10,000

位置図

函館圏都市計画図写し



注 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとて備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

大川
6丁目
大川5丁目
大川1丁目

請求部	所在地	亀田郡七飯町大川五丁目					地番	137番50		
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X 1	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日 原図			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年12月25日
函館地方法務局

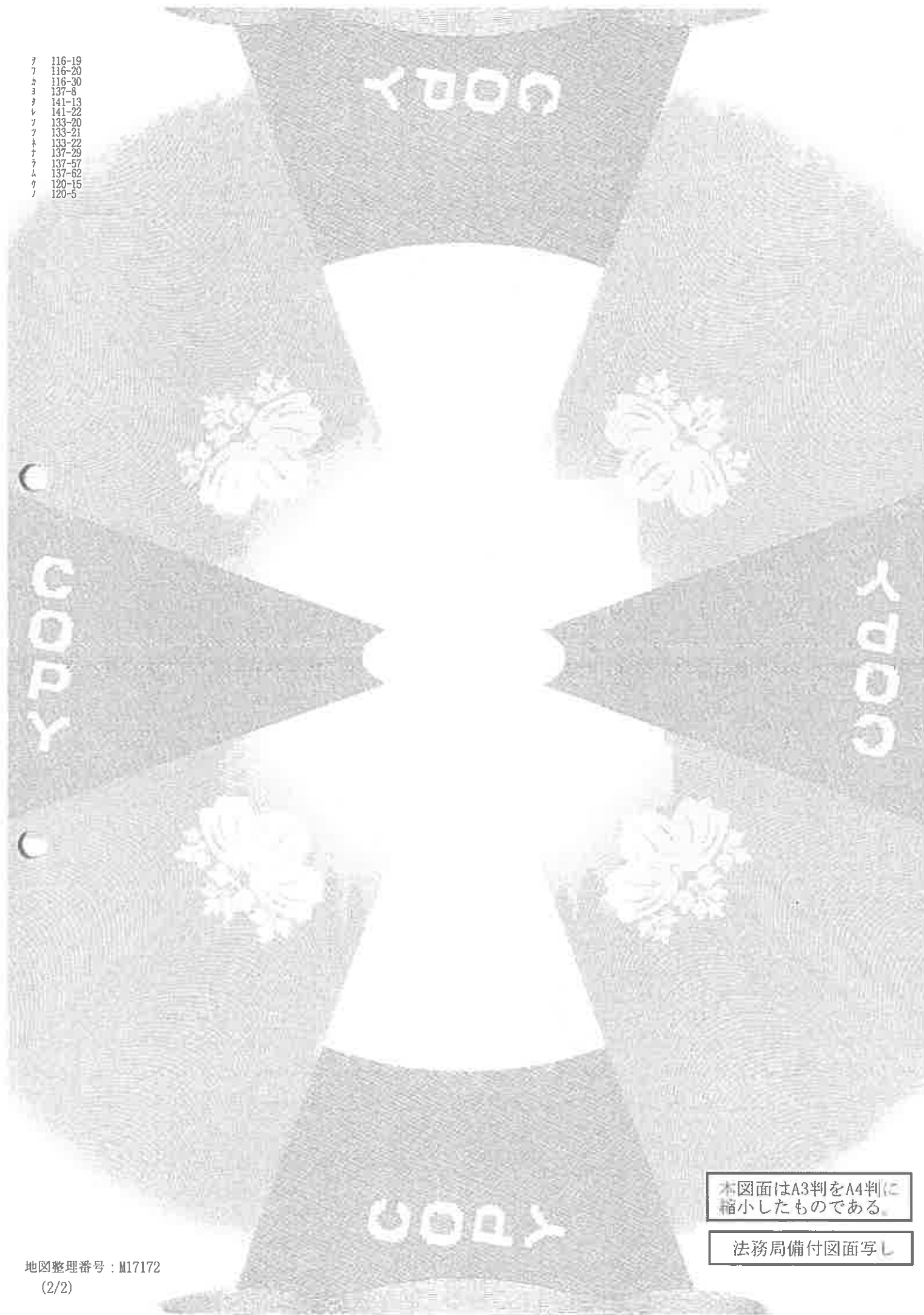
地図整理番号：M17172
(1/2)

登記官

本図面はA3判をA4判に
縮小したものである。

法務局備付図面写し

7 116-19
 7 116-20
 カ 116-30
 コ 137-8
 ク 141-13
 ケ 141-22
 コ 133-20
 ケ 133-21
 コ 133-22
 ケ 137-29
 コ 137-57
 ケ 137-62
 ク 120-15
 ケ 120-5



本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

法務局備付図面写し

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
令和7年12月25日 函館地方裁判所

601958

種類	区分	番	界	点	符	号
全額	既設					
共同	新設					C.
共有	既設					B.
共有	新設					
共有	既設					
共有	新設					A.

137-2

19778141495 - 39175769025 = 10602372470

/ 地 積 1060㎡

137-31	19679500
137-32	158339346
137-33	180342500
137-34	180006000
137-35	150902225
137-36	165315484
137-37	217211151
137-38	207636000
137-39	218553500
137-40	229476500
137-41	240394000
137-42	286340076
137-43	210535041
137-44	194722500
137-45	186967000
137-46	176835500
137-47	179247704
137-48	175597500
137-49	175974500
137-50	171611948
137-51	1878788275
計	39175769025

大川五丁目

地 番

137-2, 137-51

土地の所在

亀田郡七飯町字大川 大川五丁目

地積測量図



地図書入済

作製者

昭和56年11月10日(製)

申請人

縮尺 1/1000

これは図面に記載されている内容を証明した書面である
令和7年12月25日 南館地方務局

601960

種類	用途	面積	備考
所有	住宅		
共有	住宅		
借入	住宅		
借出	住宅		
借入	住宅		
借出	住宅		

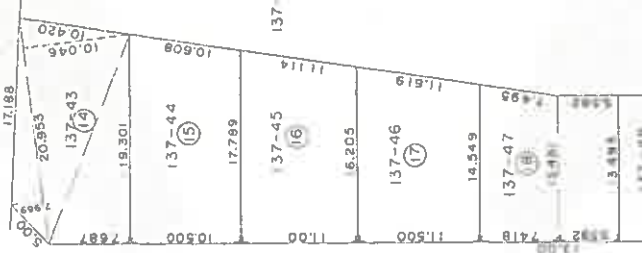
大川五丁目
137-2, 137-31~
137-43 ~ 137-51

地積測量図 3/5

土地の所在 亀田郡七飯町字太田 大川五丁目



3/4



昭和五十六年四月廿五日

地図書入済

縮尺 1/500

申請人

昭和56年11月10日作成

(西館土地家屋調査士会所属)

作製者

受命物件

601962

種類	面積	用途
宅地		
農地		
森林		
水田		
水田		
水田		
水田		
水田		
水田		
水田		

137-49
 $(13551 + 13522) \times 1300 \times 0.50 = 17507650$
 地 積 175 ㎡

137-50
 $(13358 + 13551) \times 6484 \times 0.50 = 87910072$
 $(13357 + 13566) \times 6516 \times 0.50 = 87711876$
 地 積 175 ㎡

137-51
 $1800 \times 13357 \times 0.50 = 66785000$
 $16710 \times 2335 \times 0.50 = 21254690$
 $14849 \times 3085 \times 0.50 = 295866325$
 $12901 \times 4036 \times 0.50 = 26034218$
 $10237 \times 2349 \times 0.50 = 174422565$
 $8099 \times 3314 \times 0.50 = 13420043$
 $6975 \times 3801 \times 0.50 = 132559875$
 地 積 187 ㎡

地積測量図 5/5

大田五丁目
 137-43 ~ 137-51

土地の所在 島田郡上飯所生大田 大田五丁目

137-43
 $(2989 + 10040) \times 20953 \times 0.50 = 136356475$
 $16301 \times 7587 \times 0.50 = 741833035$
 地 積 210550410

137-44
 $(17789 + 16381) \times 1050 \times 0.50 = 19428500$
 地 積 194 ㎡

137-45
 $(16205 + 17769) \times 1200 \times 0.50 = 186967000$
 地 積 186 ㎡

137-46
 $(14540 + 16209) \times 11150 \times 0.50 = 176835600$
 地 積 176 ㎡

137-47
 $(13491 + 14019) \times 7418 \times 0.50 = 103963270$
 $(13491 + 13481) \times 3582 \times 0.50 = 75284444$
 地 積 179347704

137-48
 $(13522 + 13491) \times 1300 \times 0.50 = 175597800$
 地 積 175 ㎡

地図書入済

申請人

昭和56年11月12日

作成者

縮尺

これは函面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年12月25日 函館地方方法務局

0510

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

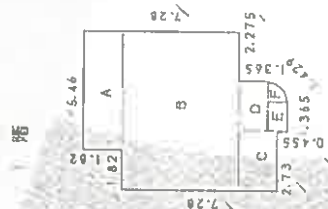
法務局備付図面写し

建各階平面圖

大川五丁目

137卷50/

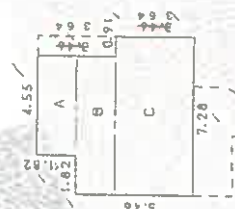
建築物の所在



A) $1.82 \times 5.46 = 9.9372$
 B) $5.46 \times 7.28 = 39.7488$
 C) $1.82 \times 2.73 = 4.9686$
 D) $1.365 \times 2.275 = 3.103375$
 E) $0.91 \times 1.365 = 1.24215$
 F) 0.91×0.91
 $\times 3.14 \times 1/4 = 0.6500585$
 59.6521635

床面積 59.65㎡

2階



A) $1.82 \times 4.55 = 8.2810$ ✓
B) $1.82 \times 6.37 = 11.5934$ ✓
C) $3.64 \times 7.28 = 26.4992$ ✓

46.3736

床面酒精 46.37

受命物件 2



※法務局備付図面に評価人が修正を加えたものである。



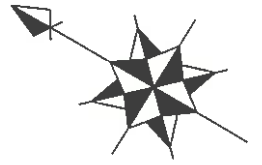
474

250

申請人

✓

土地建物位置関係図



縮尺:約1/200

